豊かさ共創スリーアップ推進業務委託 「公募型プロポーザル方式」公告 企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き(以下「公募型プロポーザル方式」という。)を実施します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和5年9月27日

1 業務の目的

本事業は、本年3月に策定された「やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ構想」の 実現に向けて、働き手のスキルアップが企業の収益アップ、賃金アップに繋がるスリーア ップの理念に賛同する企業の増加のため効果的な広報を行い、スリーアップの理念の県 内への波及を目指すものとする。なお、県では本年度200社の宣言企業の獲得を目指す。

※構想の核となる「やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ(以下「CUU」)」は働く人にスキルアップ講座を提供する拠点として、年明けの開講を目指し準備を進めているが、賛同企業はCUUの受講資格を持つものであり、広報は開講のスケジュールを意頭に効果的に行うこと。

【開講に向けたスケジュール】

- ・10 月中旬 スリーアップ推進協議会設立
- ・10月~12月 CUUプレ講座(イノベーション人材育成講座)
- ·R6.1月(予定) CUU開講

2 業務の内容

(1) 名称

豊かさ共創スリーアップ推進業務委託

(2) 委託内容

別紙「豊かさ共創スリーアップ推進業務委託業務仕様書」(以下「仕様書」という。) による。

(3) 委託料上限額

金 11,152,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すための ものであることに留意すること。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 企画提案に係る日程

(オ) プレゼンテーション審査 令和5年10月19日(木)

※予定。正確な日時は10月6日までに連絡

(力) 審査結果通知 令和5年10月23日(月)にメール及び書面で通知

4 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、「(2)参加申込書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提案参加資格

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4の規定に該当する者でないこと。

- イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- 工 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成 23 年 4 月 1 日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成 10 年 4 月 1 日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- オ 平成 26 年度以降において、国、地方公共団体、公益法人からの同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であること。
- カ 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(2) 参加申込書及び添付書類

次に掲げる参加申込書及び添付書類を、各1部提出すること。

ア 参加申込書(様式1の1、1の2)

イ 誓約書(様式2)

※会社概要等のパンフレット類がある場合は、それを添付すること。

(3) 参加申込書の提出期限

令和5年10月5日(木)17:00まで

提出は、平日の9:00から正午まで及び13:00から17:00までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例(平成元年3月27日条例第6号)に定める県の休日を除く日とする。(以下同じ。)

(4) 参加申込書の提出場所

労政人材育成課 労政担当 加藤・武藤

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁別館3階
- ・電 話 055-223-1561 (直通)、055-237-1111 (代表) 内線 4803
- ・メールアドレス

加藤: katou-zft@pref.yamanashi.lg.jp

武藤: mutou-pcha@pref.yamanashi.lg.jp

※電子メールで提出する場合は、担当者2名に送付してください。

(5) 参加申込書の提出方法

書類提出は、持参または郵便若しくは電子メールによるものとし、上記期限までに提出場所に必着のこと。

5 企画提案に係るスケジュール

(1) 質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票(様式4)に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

労政人材育成課 労政担当 加藤・武藤

・メールアドレス

加藤: katou-zft@pref.yamanashi.lg.jp

武藤: mutou-pcha@pref.yamanashi.lg.jp

※メールで提出する場合は、担当者2名に送付してください。

イ 受付期間

令和5年9月27日(水)から10月5日(木)17:00まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、参加申込者すべてに対し、原則電子メールで行うが、場合によっては閲覧により行う。その場合、次のとおりとする。

(a) 閲覧期間·時間

令和5年9月27日(水)から10月5日(木) 平日の9:00から正午まで及び13:00から17:00まで

(b) 閲覧場所

労政人材育成課内(山梨県庁別館3階)

(2) 企画提案書・見積書の提出

企画提案書は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 企画提案書

- ・企画提案書(様式特になし)に、次のような書類を作成し添付すること。
- ・A4 版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ(A3 版 折込可)、ページ数制限なし
- ・日本語表記で12ポイント以上
- ・委託予定事項の作業スケジュールを示すこと。
- ・その他、仕様書を参照のこと。

イ 見積書

- ・様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。
- ・見積額は予算上限額の範囲内とすること。
- ウ 提出部数及び提出方法
 - ・企画提案書 正本1部、副本5部
 - ·見積書 正本1部、副本5部
 - ※持参または郵便により、期限までに提出先に必着のこと。

工 提出期限

・令和5年10月16日(月)17:00

なお、受付は平日(5日以外)の9:00から正午まで及び13:00から17:00まで

才 提出先

労政人材育成課 労政担当

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁別館3階
- ・電 話 055-223-1561 (直通)、055-237-1111 (代表) 内線 4803

(3) 企画提案のプレゼンテーション

企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

ア実施日時・場所

令和5年10月19日(木)※時間、場所は別途通知する。

※ 日程の変更がある場合は、10月6日(金)までに連絡する。

イ プレゼンテーションの時間

1社30分(提案書説明15分、質疑応答10分、準備・入退室5分)を予定

ウ その他

- ・提案説明者は、実施体制表に記載した者のうち主担当になる者が行うこと。
- ・プロジェクター及びスクリーンは山梨県で用意するが、自前のプロジェクターの持 込みも可能。また、プロジェクターの使用は任意とする。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。
- ・プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別途提出を受け付けるが、採点の 対象とはしない。

6 審査及び結果の通知

(1) 選考方法

企画提案書及び企画提案のプレゼンテーションの内容及び経費について、(別紙)審査基準に基づき審査し、第1位の者を候補者とする。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、審査終了後速やかに参加者あてに通知する。なお、審査結果に対する 異議申し立ては受け付けない。

(3) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

ア 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

7 契約

(1) 契約の方法

第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

- (2) 山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)第109条第1項に規定する契約保証金を契約締結と同時に納めなければならない。ただし、規則第109条の2に該当する場合はこれを免除する。
- (3) その他 仕様書は、企画提案の内容を踏まえ、変更する場合がある。

8 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「不参加表明書(様式5)」によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

9 問い合わせ先

労政人材育成課 労政担当 加藤・武藤

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁別館3階
- ・電 話 055-223-1561 (直通)、055-237-1111 (代表) 内線 4803
- ・メールアドレス 加藤: katou-zft@pref.yamanashi.lg.jp

武藤: mutou-pcha@pref.yamanashi.lg.jp

※メールで提出する場合は、担当者2名に送付してください。